

## 平成30年第3回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成30年6月7日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 平成29年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (町長提出)
- 日程第 2 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 3 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第4号 那珂川町旧本庁舎解体工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 7 議案第5号 那珂川町旧小川庁舎解体工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 8 議案第6号 那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター設置工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 9 議案第7号 馬頭小学校校舎大規模改修工事(特別教室棟)請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第10 陳情第1号 犬猫の不妊、去勢手術費用助成制度設置の陳情について (教育民生常任委員長報告)
- 日程第11 陳情第2号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情について (総務産業常任委員長報告)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出について (総務産業常任委員長提出)

---

### 出席議員(13名)

1番 福田 浩二 君

2番 吹場 寿郎 君

3番 大金 清 君

4番 川俣 義雅 君

5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君
健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
- 

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（小川洋一君） 日程第1、報告第1号 平成29年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。  
本件について報告を求めます。  
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。  
昨日まで一般質問2日間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。  
ただいま上程されました報告第1号 平成29年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。  
平成29年度繰越明許費につきましては、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、馬頭小学校施設整備事業や地方道路交付金事業など8事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。  
内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

平成29年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業は地方公共団体情報システム機構への事務委任に係る負担金として169万5,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が169万5,000円となりました。

5款農林水産業費、2項林業費、林道維持管理事業は林道滝ヶ沢線の改修工事に係る費用として1,464万9,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が487万4,000円、地方債が500万円、一般財源が477万5,000円となりました。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は一般住宅の耐震、建てかえに係る補助金として170万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が50万円、一般財源が120万円となりました。2項道路橋梁費、地方道路交付金事業は町道76号線及び町道見立野線の道路改良に係る経費のほか、大松橋の橋梁長寿命化事業に係る経費として8,500万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,175万6,000円、地方債が2,500万円、分担金及び負担金が180万円、一般財源が1,644万4,000円となりました。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備事業は校舎の大規模改修工事に係る経費として2億円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が8,103万5,000円、地方債が9,500万円、一般財源が2,396万5,000円となりました。3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業はエアコン設置に係る経費として8,100万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が2,048万7,000円、地方債が4,500万円、一般財源が1,551万3,000円となりました。同項、小川中学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費として6,300万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1,545万7,000円、地方債が3,500万円、一般財源が1,254万3,000円となりました。5項保健体育費、学校給食センター設備改修事業は食器食缶洗浄機改修等に係る経費として5,070万円を繰り越したもので、その財源は一般財源が5,070万円となりました。

なお、3月定例会において繰越明許費の議決をいただきました担い手確保経営強化支援事業につきましては、国庫事業が採択されなかったため実施しないことといたしました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（小川洋一君） 以上で、報告第1号を終わります。

---

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（小川洋一君） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

平成29年度第17期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、入館者数が10万7,000人で、売上高及び営業外収益の合計は8,862万3,000円で、当期純損失は1,186万円となりました。これは温泉利用者ニーズの多様化などによる入館者の減と考えており、今後さらにリピーター率をふやし、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を密にして、入浴や宿泊施設、飲食店等、工夫を凝らしながら経営改善に向けて引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは補足説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第17期定期株主総会決算報告並びに事業計画書をごらんください。

まず、4ページをお開きください。

4ページの貸借対照表の内訳は、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は5,777万599円、機械等の固定資産の金額は921万9,429円で、資産の部合計金額は6,699万28円です。

続いて、負債の部、買掛金等の流動負債合計額は1,119万4,920円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金は2,579万5,108円で、うち繰越利益剰余金については7ページをごらんください。

7ページ、株主資本等変動計算書のとおり、当期首残高繰越利益剰余金マイナス1,234万4,697円から、さらに当期純損失1,186万195円を差し引いたマイナス2,420万4,892円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

4ページに戻ります。

負債、純資産の部の合計は6,699万28円です。

続きまして、5ページに入ります。

5ページの損益計算書の内訳ですが、売上高は8,815万7,508円で、うち入場料は4,330万5,250円です。これから売上原価1,657万7,422円、販売費及び一般管理費8,369万6,619円を差し引くと1,211万6,533円の営業損失となり、営業外収益46万5,838円を加えると1,165万695円の経常損失で、法人税等を差し引きまして1,186万195円の当期純損失となりました。

次に、6ページをお開きください。

6ページは販売費及び一般管理費の内訳で、人件費4,120万8,958円、経費4,248万7,661円で、合計8,369万6,619円です。

次に、7ページは先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳です。

次に、8、9ページでございますが、8、9ページは個別注記表でありまして、次に、10ページは役員、監査結果について記しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

11ページから平成30年度第18期事業計画です。

事業計画（1）年間入場者目標は温泉施設のPRの強化と施設内サービスをさらに向上させることで12万5,000人と定めております。

（2）年間収支計画、13、14ページでは、第18期の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益の目標を定め、当期純利益を出す計画となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております石川周一氏は本年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して石川周一氏を推薦したいと存じます。

石川周一氏は昭和49年から教職員として学校教育に長年携わり、平成23年3月に那須烏山市立烏山中学校長を最後に退職されました。現在は人権擁護委員として平成27年10月から2期目を務められております。教職員期間並びに人権擁護委員期間におかれましても、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに当町の人権擁護委員は、現在、石川周一氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、薄井秀雄氏、大金典夫氏、川俣まゆみ氏、山口雅夫氏の7名ですが、3期目再任として石川周一氏を推薦するものであります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び那珂川町農業委員会の委員の選任に関する規則第8条第1項の規定により、議会の同意を得て町長が任命すると定められております。今回、本町農業委員として、那珂川町小口245番地、薄井勇男氏を任命したく提案するものであります。

薄井氏は認定農業者であり、過去に町認定農業者協議会長を務めるなど、農業経験も豊富で地域からの信望も厚く適任であります。

なお、任期は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となります。また、

3月定例会において任命同意をいただいた18名の農業委員に加え、定数の19名となり、加えて農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されている認定農業者の過半数要件を満たすこととなります。ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案どおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日施行するため、専決処分した改正以外にかかわる条例を改正するものです。

今回の改正の主な概要であります。個人町民税の基礎控除等の見直しや町たばこ税の税率引き上げ等の見直しを行うとともに、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例などの改正であります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

1の改正理由であります。平成30年度の税制改正においては、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、地方たばこ税の税率引き上げ等の見直し、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことにより、那珂川町税条例等の一部について所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例及び平成27年に改正した那珂川町税条例等の一部を改正する条例となります。

3の改正内容等ではありますが、第23条第1項は法律改正にあわせて規定の文言を整理するものです。

次に、第23条第3項は法律改正にあわせて改正するもので、法人町民税について、今回条例第48条に規定の追加のあった電子申告義務化に係る規定を人格のない社団等には適用しないこととする除外の規定を整備するもので、平成32年4月1日施行とするものです。

次に、第24条第1項は法律改正にあわせて改正するもので、個人町民税について、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げ、現行の125万円を135万円とする規定を整備するもので、平成33年度分以後の個人町民税から適用するものです。

次に、第24条第2項は施行令改正にあわせて改正するもので、2つの改正があります。平成31年1月1日施行分については、控除対象配偶者を同一生計配偶者に定義変更に伴う規定

を整備するものです。

2 ページに移ります。

平成33年1月1日施行分については、個人町民税の均等割の非課税限度額を10万円引き上げる規定を整備するものです。

次に、第34条の2は法律改正にあわせて改正するもので、個人町民税について、基礎控除額に2,500万円以下であるという所得要件を創設する規定を整備するもので、平成33年度分以後の個人町民税から適用するものです。

次に、第34条の6は法律改正にあわせて改正するもので、個人町民税の調整控除額にも2,500万円以下であるという所得要件を創設する規定を整備するものです。

次に、第36条の2は法律改正にあわせて規定の文言及び項ずれを整理するものです。

次に、36条の2第1項は法律改正にあわせて改正するもので、年金所得者の源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする規定を整備するものです。

次に、第36条の4は条例改正にあわせて規定の項ずれを整理するものです。

次に、第48条は法律改正にあわせて改正するもので、法人町民税の申告について、資本金等が1億円を超える法人に対する納税申告書の電子情報処理組織による提出義務化の規定を整備するもので、平成32年4月1日施行とするものです。

次に、第92条は法律改正にあわせて改正するもので、製造たばこの区分として加熱式たばこを加え、新たに創設する規定を整備するものです。

3 ページに移ります。

次に、第92条の2は条例第92条の新設による条ずれを整理するものです。

次に、第93条の2は法規定の新設にあわせて新設するもので、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、一定の者により売り渡しがされたもの等に関し製造たばことみなすこととするみなす規定を整備するものです。

次に、第94条は法律改正にあわせて改正するもので、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、現行の加熱式たばこの製品重量のみを紙巻たばこに換算する課税方式を重量と価格を紙巻たばこに換算する新たな課税方式として、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5段階で新たな課税方式に移行する規定を整備するものです。

次に、第95条は法律改正にあわせて改正するもので、町たばこ税の税率を平成30年10月

1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階で1,000本当たり430円ずつ引き上げ、現行の1,000本あたり5,262円を6,552円とする規定を整備するものです。

次に、第96条は条例第92条の条の繰り下げによる条ずれを整理するものです。

次に、第98条は条例第94条において定義語を置いたことによる規定を整備するものです。

4ページに移ります。

次に、附則第5条は施行令改正にあわせて改正するもので、2つの改正があります。平成31年1月1日施行分については、控除対象配偶者を同一生計配偶者に定義変更に伴う規定を整備するもの、平成33年1月1日施行分については、個人町民税の所得割の非課税限度額を10万円引き上げる規定を整備するものです。

附則第10条の2は法附則第15条の改正にあわせて改正するもので、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について規定するものです。今回の改正は、わがまち特例の項目追加等については、既存の特例措置を期間の延長や、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備の出力による項目の細分化による追加等が地方税法の改正で行われており、その改正にあわせて規定の整備を行うものと、改正により項ずれが生じたための規定の整備を行うものです。特例割合については、原則、国の参酌基準を用いており、改正条例の公布の日を施行日としておりますが、今回追加された生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援策については、臨時、異例の措置として生産性革命集中投資期間中の3年間の時限的な特例措置として設けられたものであり、特例割合をゼロとして生産性向上特別措置法の施行の日を改正条例の施行日とするものです。

次に、附則第17条の2は法律改正にあわせて改正するもので、租税特別措置法の改正に伴う条ずれに対応する規定を整備するものです。

次に、平成27年改正条例附則第5条は町たばこ税に関する経過措置で、平成27年改正において旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用する規定を整備するものです。

5ページに移ります。

附則につきましては、附則第1条が施行期日を、第2条から第11条までは経過措置等について規定を整備するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 1点だけお伺いします。

条例改正による税収の変化をどのくらいと想定されているかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 住民税につきましては、まだシミュレーションのほうをしておりますが、ほとんど税収については社会的な要因の増減の中に含まれるものかなというふうに見ております。

また、たばこ税につきましては、現在の一般の小売価格がそのままいくとした場合、5年後について約24%程度の税収の見込みとなりますが、直近2回税率改正した際ですと、その伸び幅の約半分ぐらいの税収の伸び率になってございますので、5年後において約10%程度ぐらいだろうという見込みではおります。

ただ、今回追加されました加熱式たばこ、今若い人にはやっている加熱式たばこの税率は小売価格にも影響するということなので、小売価格のほうが変わった場合、プラスアルファの分は見込めるのではないかというふうに試算のほうはしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第4号 那珂川町旧本庁舎解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町旧本庁舎解体工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

工事の契約方法を一般競争入札とし、5月2日に開札を行いました。その結果、那珂川町馬頭の川崎工業株式会社が5,562万円で落札いたしました。

那珂川町の庁舎整備は、町民の皆さんの多大なるご理解とご協力をいただき、また議会においても真摯にご議論をいただき、昨年10月10日に全面供用開始をいたしました。庁舎整備は、那珂川町が誕生して以降、馬頭、小川の両庁舎の老朽化に伴い、建てかえや改修について検討しておりました。そのような中、平成23年3月11日の東日本大震災により、両庁舎とも被災し、応急処置を施して使用してまいりました。このような状況も含め、新庁舎を建設することとし、開庁後は両庁舎ともに取り壊すこととしていたことから、工事を実施するものです。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第4号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町旧本庁舎解体工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額5,562万円。契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町馬頭442番地、川崎工業株式会社、代表取締役柳田 康です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、4月6日に入札公告を行い、4月20日を締め切り日として入札参加申

請を受け付けました。その後、5月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加2社の立ち会いのもと5月2日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月9日に川崎工業株式会社を落札者と決定いたしました。なお、本入札の予定価格は5,716万4,400円であり、落札率は97.29%でした。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月16日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

裏面をごらんください。

契約の金額の内訳は、入札書記載金額5,150万円に消費税相当額412万円を加えた5,562万円が落札価格となり、契約書記載金額となりました。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭409番地です。

工事概要の解体する建物は、鉄筋コンクリート造り一部木造2階建ての庁舎及び鉄骨造り2階建ての庁舎の増築部を合わせた1棟、大谷石造り2階建ての倉庫の2棟で、それぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行い、解体するものです。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年1月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町旧本庁舎解体工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第5号 那珂川町旧小川庁舎解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町旧小川庁舎解体工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

工事の契約方法を一般競争入札とし、5月2日に開札を行いました。その結果、那珂川町小川の富士越建設株式会社が7,722万円で落札いたしました。

旧小川庁舎につきましても、先ほど議決いただきました旧本庁舎同様に、建てかえや改修の検討を本庁舎とあわせて行っているさなかに東日本大震災により被災し、危険な部分の撤去など応急処置を施して使用していたことから、新庁舎開庁後は取り壊すこととしていたものです。なお、取り壊した後は子育て支援住宅の事業用地として利用する予定です。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第5号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町旧小川庁舎解体工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額7,722万円。契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町小川2762番地、富士越建設株式会社、代表取締役越井史人です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、4月6日に入札公告を行い、4月20日を締め切り日として入札参加申

請を受け付けました。その後、5月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと5月2日に開札を行いました。開札の結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月9日に富士越建設株式会社を落札者と決定いたしました。なお、本入札の予定価格は7,906万6,800円であり、落札率は97.66%でした。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月16日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。

契約金額の内訳は、入札書記載金額7,150万円に消費税相当額572万円を加えた7,722万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町小川2814番地1です。

工事概要の解体する建物は、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎1棟、鉄骨造り一部石造り2階建ての第2庁舎1棟と倉庫、駐車場、附属建築物、工作物など、それぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行い、解体するものです。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年3月20日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町旧小川庁舎解体工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第6号 那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター設置工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月2日に開札を行いました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が1億8,316万8,000円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事はケーブルテレビ施設のうちサブセンターとして小川庁舎内に設置されている機器について、小川庁舎解体に伴い、同敷地内に新たに小川サブセンターとして設置するものです。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第6号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター設置工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額1億8,316万8,000円。契約の相手方、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、支店長館山富雄です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、4月6日に入札公告を行い、4月20日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと5月2日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月9日に富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を落札者と決定いたしました。なお、本入札の予定価格は2億1万6,000円であり、落札率は91.57%でありました。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月16日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約の金額の内訳は、入札書記載金額1億6,960万円に消費税相当額1,356万8,000円を加えた1億8,316万8,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那珂川町小川2814番地1です。

工事概要は、ケーブルモデムセンター設備、送出設備、ネットワーク機器、中継局舎、電源設備、伝送路設備です。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年1月11日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター設置工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第9、議案第7号 馬頭小学校校舎大規模改修工事（特別教室棟）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 馬頭小学校校舎大規模改修工事（特別教室棟）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月2日に開札を行いました。その結果、鈴木建設株式会社が1億8,036万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として老朽化した教育施設の環境整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第7号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭小学校校舎大規模改修工事（特別教室棟）。契約の方法、一般競争入札。契約金額1億8,036万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木雅仁です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、4月6日に入札公告を行い、4月20日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと5月2日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月9日に鈴木建

設株式会社を落札者と決定いたしました。なお、本入札の予定価格は1億8,269万2,800円であり、落札率は98.72%でした。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月16日に締結をいたしました。

裏面をごらんください。

次に、契約について説明を申し上げます。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1億6,700万円に消費税相当額1,336万円を加えた1億8,036万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭169番地です。

工事概要は、改修建物、特別教室棟、S造3階建て1,342.9平方メートルで、建築工事1式、電気設備工事1式、機械設備工事1式を行うものであります。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成30年12月14日といたしました。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 一般競争入札ということですので、入札参加条件というののはどのようなになっていたかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 条件、資格はありますが、まず、入札参加の形態は適用があるということで、単体による参加でございます。それから、那珂川町の平成29、30年度の建設工事入札参加資格において右に掲げる登録、格付等を受けている者ということで、右には、総合点数または評価点数値で町内で770点以上、町外で970点以上ということです。それから、建設業法に基づく許可ということで、建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を有している者。それから、右の要件を満たす本店ということで、那珂川町、那須烏山市、大田原市にある、本店がある会社。それから、完成引き渡し完了した同種・類似工事を元請として施工した実績があるということでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

- 9番（益子明美君） 参加条件に合う会社というのは何社ぐらいありますか。
- 議長（小川洋一君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（板橋了寿君） 那珂川町内は3社、あと那須烏山市と大田原市合わせて7社、合計で10社でございます。
- 議長（小川洋一君） ほかにありませんか。
- 〔発言する人なし〕
- 議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。
- これより討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔発言する人なし〕
- 議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。
- 採決を行います。
- 議案第7号 馬頭小学校校舎大規模改修工事（特別教室棟）請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。
- よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（小川洋一君） 日程第10、陳情第1号 犬猫の不妊、去勢手術費用助成制度設置の陳情についてを議題とします。
- この件に関しましては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしました。委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。
- 教育民生常任委員長。
- 〔教育民生常任委員長 鈴木 繁君登壇〕
- 教育民生常任委員長（鈴木 繁君） 陳情第1号 犬猫の不妊、去勢手術費用助成制度設置の陳情について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

この陳情は、5月8日に「栃木県不幸な動物を無くす会」平山俊幸氏から提出されたものであります。

この陳情内容は、何の罪もない犬や猫が殺処分されており、栃木県動物愛護管理推進計画に明記されている人と動物の共生できる社会をつくり、処分ゼロを目指すため、動物愛護の精神の醸成、繁殖して不当に捨てられることがないように、犬猫の不妊、去勢手術費用の助成制度を設けてもらいたいというものであります。

審査した結果、県内市町25市町中、21市町で何らかの助成制度が設けられており、県計画を踏まえるとともに、動物愛護の精神を醸成するために、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（小川洋一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 犬猫の不妊、去勢手術費用助成制度設置の陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第11、陳情第2号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

この件に関しては、今期定例会において総務産業常任委員会に審査を付託いたしました。委員会で審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 石川和美君登壇〕

○総務産業常任委員長（石川和美君） 陳情第2号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この陳情は、5月28日に「原発いらない栃木の会」代表大木一俊氏から提出されたものがあります。

陳情の内容は、東海第二原子力発電所に過酷事故が発生した場合、放出される放射性物質により栃木県内で大きな被害が発生するおそれがあるため、40年を超える運転を認めないことを要望する意見書を採択し、運転期間延長の許可権限、あるいは許可に際して意見を述べる権限等を有する関係官庁に対して送付してほしいというものであります。

当陳情については、6月6日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査した結果、稼働延長が認められて過酷事故が発生した場合、那珂川町にも甚大な被害が及ぶおそれがあることから、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（小川洋一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（小川洋一君） ただいま、総務産業常任委員長から、発委第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

○議長（小川洋一君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 追加日程第1、発委第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めるといたします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 石川和美君登壇〕

○総務産業常任委員長（石川和美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は先ほど採択されました東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて経済産業大臣外8名に意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成30年第3回那珂川町議会定例会を閉会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分